

杉並区区民農園利用料の還付について

杉並区区民農園の利用をご辞退される場合、杉並区特定農地貸付規程第9条及び杉並区特定農地貸付規程利用料等取扱基準第4条の規程等により利用料の全部又は一部を還付できる場合があります。

記

○杉並区特定農地貸付規程第9条（条文一部抜粋）

第9条 利用料は還付しない。ただし、区長が相当な理由があると認めたときは、その一部又は全部を還付することができる。

○杉並区特定農地貸付規程利用料等取扱基準第3条及び第4条（条文一部抜粋）

第3条 （略）

2 中途利用料額及び利用料の還付額は、1年未満の利用期間を対象として算出する。

第4条 規程第9条の規程により利用料の一部又は全額を還付する場合の理由及びその還付金額は、つぎのとおりとする。

（1）利用者の責めに帰すことができない理由により、利用期間の開始前に区民農園の利用をとりやめる旨の申し出があった場合 全額

（2）利用者が別に定める利用辞退届の提出により、利用をやめたとき（利用期間の残余期間が3月以上ある場合に限る。） 利用をやめた日を還付基準日とし、別表第2に定める額

（3）その他区長が相当な理由があると認めたとき 利用をやめた日を還付基準日とし、別表第2に定める額

2 同条第1項の規程により既納の利用料の還付を受けようとする者は、利用料還付請求書（様式）を区長に提出しなければならない。

3 同条第2項の利用料還付請求書（様式）の提出期間は、毎年3月15日から12月14日までとする。

4 同条第2項の利用料還付請求書（様式）に疑義がある場合は、補足する書類の提出又は提示を求めることができる。

5 （略）

別表第2（杉並区特定農地貸付規程利用料等取扱基準第4条関係）

還付基準日	世帯利用
3月15日～6月14日	年間利用料の四半期分の額×3
6月15日～9月14日	年間利用料の四半期分の額×2
9月15日～12月14日	年間利用料の四半期分の額

※利用料の還付を申請する場合、杉並区区民農園利用料還付請求書に必要事項を記入の上、ご返送ください。

※偽り又は不正の手段等により利用承認が取り消された場合は、還付しません。

※その他詳細は、産業振興センター都市農業係までご連絡ください。

【お問い合わせ】

〒167-0043 杉並区上荻1-2-1

Daiwa 荻窪タワー2階

杉並区産業振興センター都市農業係

電話 5347-9136